

隠岐の島町農地利用最適化推進委員募集要項

1. 農地利用最適化推進委員の業務内容

農地利用の最適化の推進等

- (1) 農地の利用集積の推進
- (2) 耕作放棄地の発生防止及び解消
- (3) 農地利用状況調査等現場活動
- (4) 農政に関連する計画・指針等の作成・決定

※上記の件で農業委員会総会に出席し、担当区域について意見を述べていただくことがあります。

2. 募集人員 12人（担当区域に1人募集します。）

番号	担 当 区 域	定数
1	旧西郷・東郷・飯田・犬来・釜	1
2	下西・西田・岬・田井	1
3	今津・岸浜・箕浦・加茂	1
4	旧西郷・池田・有木	1
5	平・原田・上西	1
6	代・久見・向ヶ丘・北方・南方・福浦・長尾田	1
7	郡・苗代田・小路・那久路・山田	1
8	歌木・蛸木・津戸	1
9	釜屋・中里・美田・西里・森里・砂子谷・上里	1
10	大津久・那久・油井・蔵田	1
11	元屋・中村・湊・西村・伊後	1
12	布施・卯敷・飯美・大久	1

※複数の担当区域の推薦・応募が可能です。

3. 任期 農業委員会から委嘱された日から令和8年7月31日まで

4. 身分 隠岐の島町特別職の非常勤職員

5. 基礎報酬 月額 7,800円（農業委員の報酬に準ずる）

6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に関する知識を有し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるもののほか、委員と兼職を禁止されている職にある者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

7. 次の提出書類に必要事項を記入のうえ、(2)の提出先へ持参又は郵送で提出してください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却いたしませんのでご了承ください。

- (1) 提出書類 個人が推薦する場合・・・様式第1号
 団体が推薦する場合・・・様式第2号
 個人が応募する場合・・・様式第3号
- (2) 提出先 隠岐の島町農業委員会事務局（隠岐の島町役場農林水産課農林振興係）
- (3) 受付期間 令和5年6月9日（金）から令和5年6月30日（金）まで
 【郵送の場合は締切当日消印有効とします】

8. 選任方法

隠岐の島町農業委員会の委員等候補者選考委員会が、提出された書類をもとに、推薦を受けた者及び応募した者の選考を行い、その結果を農業委員会へ答申します。農業委員会は答申の結果を踏まえ、農地利用最適化推進委員候補者を決定し、農業委員会総会の承認により農地利用最適化推進委員を委嘱します。なお、選任結果は、推薦をした者並びに推薦を受けた者及び応募した者の全員に文書で通知します。

9. 情報の公表

募集期間の終了後に隠岐の島町ホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 隠岐の島町農地利用最適化推進委員を推薦する者が、推薦を受ける者を隠岐の島町農業委員に推薦しているか否かの別、又は隠岐の島町農地利用最適化推進委員に応募する者が、隠岐の島町農業委員に応募しているか否かの別。

10. 問い合わせ先

隠岐の島町農業委員会事務局

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場農林水産課内

電話番号：08512-2-8563